

# 国立大学法人東京外国語大学特定外国語教員に関する規程

〔平成 22 年 3 月 23 日〕  
規 則 第 19 号

改正 平成 27 年 3 月 24 日規則第 24 号 令和 5 年 3 月 16 日規則第 40 号

## （目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成 20 年規則第 26 号。以下「就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、特定外国語教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 特定外国語教員とは、原則として教育する語学を母語とする教員のうち、主として学生に対する語学教育及びその支援並びに研究に従事する教員をいう。

## （採用）

第 3 条 特定外国語教員の採用は、原則として、春学期又は秋学期の授業開始時期に合わせて行うものとする。

2 特定外国語教員候補者の選考は、学長が行う。

3 学長は選考にあたっては、大学院総合国際学研究院教授会及び世界言語社会教育センター運営会議に意見を求めることができる。

4 給与、契約期間等の雇用条件については、部局の意見を参考に学長が決定する。

## （給与の決定）

第 4 条 基本給の決定にあたっては、就業規則別表第 1 - 3 特定外国語教員基本給表による額をもとに、その者の業務内容、その他の事情等を総合的に判断して役員会で審議のうえ、学長が決定する。ただし、特に学長が必要と認める場合には、月額 45 万円を上限として、当該基本給表に定める号俸を超える基本給を支給することができる。

## （雇用契約）

第 5 条 学長は、特定外国語教員候補者との間で雇用条件等を明記した雇用契約書を締結する。

2 雇用契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を所持するものとする。

## （その他）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、大学院総合国際学研究院教授会及び世界社会言語教育センター運営会議の議を経て、学長が定める。

## 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。